

株式会社オリコフオレントインシュア 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日

2. 内容

【目標1】 育児休業取得の申出をした従業員の育児休業取得率100%を維持します

〈取組内容〉

2023年4月～

・ 育児休業復帰時に仕事と家事・育児との両立に関する不安や悩みを軽減しキャリア形成意識を高めるための研修実施

・ 子育て中の社員に対する両立支援を目的とした座談会等の継続実施

・ 妊娠出産、仕事と家事・育児との両立に関する管理職研修の実施

・ 子育てと仕事の両立に関するガイドブックの作成・広報し、社内啓発する

2024年4月～

・ 子育て中の社員に対する両立支援を目的とした面談等の検討

・ 不妊治療を行う従業員へ、仕事と治療を両立しやすい環境整備検討

【目標2】 男性社員の育児参画を促進する取組みを行います

〈取組内容〉

2023年4月～

・ 男性育児休業制度、短時間勤務等の制度周知

・ 長期休職を取得しやすい環境整備（啓発ツールの作成、従業員が取得しやすいよう上長へのサポート要請）

2024年4月～

・ 長期休職取得者の好事例を社内に周知する取り組みの実施

3. 我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など）
一般事業主行動計画に沿って実施中

<育児休業取得実績>

2016年度 22名取得

2017年度 15名取得

2018年度 11名取得

2019年度 9名取得

2020年度 17名取得

2021年度 12名取得

2022年度 17名取得

<2020年4月__早期復職手当の新設>

1歳6ヶ月未満の子を養育し要件に該当する社員に、対象となる子ひとりあたり月額30,000円を支給する。

<2020年4月__男性の育児休業取得促進に係る規程改訂>

子の誕生日から8週間以内に取得した育児休職に限り、育児休職期間のうち5日間までの給与を有給とし、賞与から控除しないこととする。

<仕事と子育ての両立支援の一環とした取り組み>

・2022年10月__子育て中の女性社員を対象とする座談会

当年度復職した子育て中の社員を対象。社員同士の交流や子育てと仕事の両立に関する情報交換の場として実施。

・2023年2月__復職者交流会

育児休職から復職を控える社員を対象。復職準備・社員同士の交流を目的として実施。

・2023年3月__復職受入部署マネージャー向け説明会

当社での育児に関する制度や復職者の不安等に理解を深め、復職者受け入れ準備として実施。

<2023年4月__育児短時間勤務制度に係る規程改訂>

育児における勤務時間に関する措置の見直し、対象者の範囲を拡大する（小学校4年生の始期に達するまでから、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に拡大）